

第34期 事業計画書

自 平成29年 7月 1日
至 平成30年 6月30日

<総務部>

1. 改正公益法人移行後の諸規則を検討する。
2. 各部の行う事業に協力し、協会業務の円滑な推進を図る。
3. 事務処理を一層工夫する。
4. 各種会議の効率的運営を工夫する。
5. 関係団体との連絡協調に努める。
6. 協会の運営への理解を図るため「理事会報告」を配信する。
7. 広報誌等に寄稿する。
8. 官公署等の担当者や一般の方を対象とした研修会を開催する。 …※4
9. 新年度役員のための研修会を開催する。

<経理部>

1. 公益法人会計基準による関係書類の作成および会計事務の円滑化。
2. 区域会計事務について打合せ会を実施する。
3. 公認会計士による外部監査を引き続き実施する。

<指導研修部>

1. 社員の専門的能力向上のための研修会等を行う。
2. 業務部と協力して業務報酬額運用基準の運用方法等の補助的な小冊子の検討及び作成に着手する。
3. 官公署の担当職員や一般の方を対象とした研修会の企画に協力する。 …※4
4. 嘱託登記に関する相談窓口を協会事務局に引き続き常設し、出先の官公署にて嘱託登記に関する相談等に応じる。 …※4

<業務部>

1. パンフレット、Q&A等を活用し、公益社団法人としての業務啓発活動を継続して行う。
2. 14条地図作成促進、地籍調査促進のための啓発活動を行う。 …※1
3. 境界明示補助業務促進のための啓発活動を行う。
4. 登記基準点設置のための調査、設置を推進する。 …※2
5. 境界標の全点設置を目標とする。 …※3
6. 周辺府県及び近畿一円における事業の推進。
7. 指導研修部と協力して業務報酬額運用基準の運用方法等の補助的な小冊子の検討及び作成に着手する。

公益目的事業

不動産に関する権利の明確化推進事業

事業の概要

- (1) 公共嘱託登記に係る受託事業（法定事業）
- (2) 地図整備の促進等に係る受託事業（関連事業） …※1
- (3) 登記基準点設置事業（自主事業） …※2
- (4) 境界標埋設事業（自主事業） …※3
- (5) 境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業（自主事業） …※4